

議案第4号

京田辺市職員の旅費に関する条例の全部改正について

京田辺市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、国家公務員等における旅費制度の見直しに伴い、本市職員等についても経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担を軽減するにあたり、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市職員の旅費に関する条例（案）

京田辺市職員の旅費に関する条例（昭和39年京田辺市条例第35号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公務のため旅行する本市職員等に対し支給する旅費に關し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 本市職員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に關しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）出張 職員が公務のため一時その勤務場所（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。

（2）赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。

（3）遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。次条第2項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(4) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、本市と旅行役務提供契約（旅行業者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合（赴任にあつては、市長が特に旅費を支給する必要があると認める場合に限る。以下同じ。）には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

（1） 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号及び次項において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（2） 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給することができる。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる

者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他特別の事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿、旅行依頼簿その他これに類するもの（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をす

るいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により、旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を

添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（旅費の調整）

第8条 任命権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅

費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときにおいては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第9条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第10条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。
- 3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第11条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の京田辺市職員の旅費に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、同項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（京田辺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

- 4 京田辺市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年京田辺市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号。以下「特別職報酬条例」という。）別表第2に規定する」を「京田辺市職員の旅費に関する条例（令和7年京田辺市条例第 号）の規定による旅費支給の例によって」に改め、同条第2項を削る。

（京田辺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 改正後の京田辺市固定資産評価審査委員会条例（次項において「新条例」という。）の規定は、同項に定めるものを除き、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 6 新条例の規定は、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 7 京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年京田辺市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号。以下「特別職報酬条例」という。）別表第2に規定する」を「京田辺市職員の旅費に関する条例（令和7年京田辺市条例第 号）の規定による旅費支給の例によって」に改め、同条第2項を削る。

」という。) 別表第2該当者相当額の」を削り、同条第2項中「前項の旅費の」を「前項の規定により支給する旅費の額及び」に、「特別職報酬条例」を「京田辺市職員の旅費に関する条例(令和7年京田辺市条例第 号)」に改める。

(京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 改正後の京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、同項に定めるものを除き、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

9 新条例の規定は、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年京田辺市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条第2項中「は、別表第2のとおりとする」を「及び支給方法は、京田辺市職員の旅費に関する条例(令和7年京田辺市条例第 号)の例による」に改め、同条第3項を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

11 改正後の京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、同項に定めるものを除き、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

12 新条例の規定は、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、施行日前の期間に

対応する分については、なお従前の例による。

(京田辺市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

1 3 京田辺市証人等の費用弁償に関する条例（昭和 51 年京田辺市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第3条中「京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年京田辺市条例第 7 号）別表第 2 のとおりとする」を「京田辺市職員の旅費に関する条例（令和 7 年京田辺市条例第 号）の例による」に改める。

(京田辺市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 4 改正後の京田辺市証人等の費用弁償に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、同項に定めるものを除き、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

1 5 新条例の規定は、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

1 6 京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 59 年京田辺市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「別表第 1 の 2 」を「別表第 2 」に改める。

第14条第1項中「し、旅費額は、別表第 2 のとおりと」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、京田辺市職員の旅費に関する条例（令和 7 年京田辺市条例第 号）の一般職の例による。

別表第 2 を削り、別表第 1 の 2 を別表第 2 とする。

(京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 7 改正後の京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、同項に定めるものを除き、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行について

は、なお従前の例による。

1 8 新条例の規定は、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用し、施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

1 9 京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年京田辺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「昭和39年京田辺市条例第35号」を「令和7年京田辺市条例第 号」に改める。

京田辺市職員の旅費に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>[京田辺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（附則第4項関係）] (関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>京田辺市職員の旅費に関する条例（令和7年京田辺市条例第 号）</u>の規定による旅費支給の例によつて旅費を支給するものとする。</p>	<p>[京田辺市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（附則第4項関係）] (関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第13条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号。以下「特別職報酬条例」という。）別表第2</u>に規定する旅費を支給するものとする。</p> <p>2 前項の旅費の支給方法は、特別職報酬条例の例による。</p>	引用条文の変更 項の削除
<p>[京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第7項関係）]] (費用弁償)</p> <p>第4条 選挙長等が職務を行うため特に旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、<u>京田辺市職員の旅費に関する条例（令和7年京田辺市条例第 号）</u>の例による。</p>	<p>[京田辺市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第7項関係）]] (費用弁償)</p> <p>第4条 選挙長等が職務を行うため特に旅行するときは、費用弁償として<u>京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号。以下「特別職報酬条例」という。）別表第2</u>該当額の旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費の支給方法は、特別職報酬条例の例による。</p>	字句の整理及び引用条文の変更
<p>[京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第10項関係）]] (報酬の額)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。 (費用の弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、<u>京田辺市職員の旅費に関する条例（令和7年京田辺市条例第 号）</u>の例による。</p>	<p>[京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第10項関係）]] (報酬の額)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。 (費用の弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p>	字句の整理
<p>別表（第2条関係） (略)</p>	<p>別表第1 (第2条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>	旅費制度見直しに伴う改正及び引用条文の変更

京田辺市職員の旅費に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日当（1日につき）</th> <th>宿泊料（1夜につき）</th> <th>食卓料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道 50 km以上、水路 50 km以上、陸路 15 km以上（片道）</td> <td>鉄道 50 km未満、水路 50 km未満、陸路 15 km未満（片道）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000円</td> <td>1,500円（ただし、備考1の地域はし、備考2の地域での日当を支給しない。）</td> <td>13,300円（ただし、宿泊料は14,800円とする。）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 日当を支給しない地域は、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡、枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市とする。</p> <p>2 宿泊料の特例地域は、東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市とする。</p>	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	鉄道 50 km以上、水路 50 km以上、陸路 15 km以上（片道）	鉄道 50 km未満、水路 50 km未満、陸路 15 km未満（片道）		3,000円	1,500円（ただし、備考1の地域はし、備考2の地域での日当を支給しない。）	13,300円（ただし、宿泊料は14,800円とする。）	
日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）									
鉄道 50 km以上、水路 50 km以上、陸路 15 km以上（片道）	鉄道 50 km未満、水路 50 km未満、陸路 15 km未満（片道）										
3,000円	1,500円（ただし、備考1の地域はし、備考2の地域での日当を支給しない。）	13,300円（ただし、宿泊料は14,800円とする。）									
<p>[京田辺市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正（附則第13項関係）]</p> <p>第3条 前条に規定する旅費の額は、<u>京田辺市職員の旅費に関する条例（令和7年京田辺市条例第 号）</u>の例による。</p>		引用条文の変更									
<p>[京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（附則第16項関係）]</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、<u>別表第2</u>に定める出動報酬を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、<u>京田辺市職員の旅費に関する条例（令和7年京田辺市条例第 号）</u>の一般職の例による。</p>	<p>[京田辺市証人等の費用弁償に関する条例の一部改正（附則第13項関係）]</p> <p>第3条 前条に規定する旅費の額は、<u>京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>[京田辺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（附則第16項関係）]</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、<u>別表第1の2</u>に定める出動報酬を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給し、旅費額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 前項の旅費の支給方法は、<u>京田辺市職員の旅費に関する条例（昭和39年京田辺市条例第35号）</u>の例による。</p>	字句の整理									
		旅費制度見直しに伴う改正									

京田辺市職員の旅費に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由									
<p><u>別表第2</u>（第13条関係） (略)</p> <p>[京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第19項関係）] (公務のための旅行に係る費用弁償) 第23条（略） 2 旅行に係る費用弁償の額は、京田辺市職員の旅費に関する条例（令和7年京田辺市条例第3号）の例による。</p>	<p><u>別表第1の2</u>（第13条関係） (略)</p> <p><u>別表第2</u>（第14条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日当（1日につき）</th> <th>宿泊料（1夜につき）</th> <th>食卓料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道50km以上、水路50km以上、陸路15km以上（片道）</td> <td>鉄道50km未満、水路50km未満、陸路15km未満（片道）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000円</td> <td>1,000円（ただし、備考1の地域は日当を支給しない。）</td> <td>9,800円（ただし、備考2の地域での宿泊料は10,900円とする。）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 日当を支給しない地域は、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡、枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市とする。 2 宿泊料の特例地域は、東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市とする。</p> <p>[京田辺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第19項関係）] (公務のための旅行に係る費用弁償) 第23条（略） 2 旅行に係る費用弁償の額は、京田辺市職員の旅費に関する条例（昭和39年京田辺市条例第35号）の例による。</p>	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	鉄道50km以上、水路50km以上、陸路15km以上（片道）	鉄道50km未満、水路50km未満、陸路15km未満（片道）		2,000円	1,000円（ただし、備考1の地域は日当を支給しない。）	9,800円（ただし、備考2の地域での宿泊料は10,900円とする。）	字句の整理 旅費制度見直しに伴う改正
日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）									
鉄道50km以上、水路50km以上、陸路15km以上（片道）	鉄道50km未満、水路50km未満、陸路15km未満（片道）										
2,000円	1,000円（ただし、備考1の地域は日当を支給しない。）	9,800円（ただし、備考2の地域での宿泊料は10,900円とする。）									
		字句の整理									